

知って得する賃貸住宅経営

2008.3.1号

遺産取得課税方式とは何だ???

平成20年の税制改正大綱が昨年末に公表されました。その中で、新しい事業継承税制の制度化が明確化され相続税の課税方式として「遺産取得課税方式」を採用していく方向で検討することが明確になりました。そもそも、相続税の課税方式にはいくつか存在します。それぞれの課税方式の違いは？

★課税方式1 遺産課税方式

この方法は相続人の残した遺産について課税するという考え方です。被相続人がいくら遺産を残したかのみに着目しますので、相続人の数や遺産分割が実際にはどのように行なわれたかなどは関係ありません。

遺産の額が同じであれば、いずれの相続にあっても相続税の総額は同じになります。

★課税方式2 法定相続分課税方式

現行の相続税の課税方式です。

実際の遺産分割にかかわらず、法定相続分で遺産分割があったものとして、相続税の総額を計算します。遺産の額と法定相続人の数が同じであるならば、相続税の総額はいずれの相続においても基本的には同じとなります。

★課税方式3 遺産取得課税方式

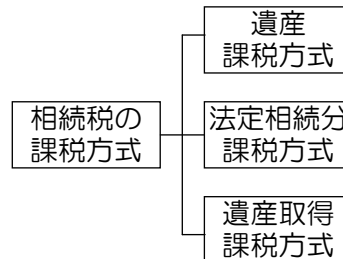
個々の相続人がいくら財産を相続したかに着目して課税する方式です。相続人ごとに超過累進税率を適用して相続税を計算します。遺産と相続人の数が同じであっても、全てを1人が相続した場合と、3人で平等に相続した場合では、相続税の総額が変わってくる点が特徴的です。

★3つの方式で相続税の計算は・・・

例えば同じ遺産10億円の相続税総額を計算しようとしたとき、3つの方式では次のようにいうことができます。(以下、実際の税額とは異なります。)

① 遺産課税方式

「遺産が10億円なら相続税の総額は3億円」



② 法定相続分課税方式

「遺産が10億円で法定相続人が2人なら相続税総額は3億円」

③ 遺産取得課税方式

「遺産が10億円で、A案で遺産分割を行なったら相続税総額は3億円、B案で遺産分割を行なったら相続税総額は4億円」

つまり、遺産総額が分かっている相続税の総額を計算しようとするとき、①遺産課税方式ならば他の条件に関わらず、相続税総額を算出できます。②法定相続分課税方式ならば、遺産総額以外に法定相続人という条件が分かれば、相続税総額を算出できます。しかし、③遺産取得課税方式では、遺産分割の仕方が決まらなければ、相続税総額を算出できません。一方「私が3億円相続したときに私にかかる相続税額は？」というように、個々の相続税額を求めようとしたときには、①②の方式では遺産総額や法定相続人が分からないので算出できないのに対し、③の方式では「3億円」という相続額さえ分かれば、個人の相続税額を算出できます。

とはいえ、税制改正大綱では遺産取得課税方式を採用する方向で検討するということが決まっただけでその適用時期や詳細はこれからの議論です。どのような方向に議論が進んでいくかわからない今の段階での、性急な対応は控えたほうがいいかもしれません。